

令和8年度

町民税・道民税 森林環境税 特別徴収のしおり

目 次

| | |
|----------------------------------|---|
| ◆令和8年度町・道民税・森林環境税の特別徴収について…………… | 1 |
| ◆納入取扱金融機関…………… | 1 |
| ◆令和8年度特別徴収納入期限…………… | 1 |
| ◆特別徴収事務の取扱要領…………… | 2 |
| ◆税額通知書等の説明…………… | 4 |
| ◆納税義務者が転勤又は退職等で異動のあったとき…………… | 5 |
| ◆給与所得者異動届記入例…………… | 5 |
| ◆退職所得の分離課税に係る町・道民税の特別徴収について…………… | 7 |
| ◆納入書の記載例…………… | 8 |

| | |
|--------------------------|--------|
| 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 | 末尾とじ込み |
| 特別徴収切替届出書 | 末尾とじ込み |
| 特別徴収義務者の名称等変更届 | 末尾とじ込み |
| 町・道民税（特別徴収税額）取扱郵便局指定通知書 | 末尾とじ込み |

特別徴収事務についてのお問い合わせは

中標津町総務部税務課住民税係
標津郡中標津町丸山2丁目22番地
電話 (0153) 74-0752番 (係直通)
FAX (0153) 73-5333番

令和8年度町民税・道民税・森林環境税特別徴収について

町民税・道民税・森林環境税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

別紙通知書のとおり、地方税法第321条の4第1項及び中標津町町税条例第45条の規定により貴事業所を特別徴収義務者に指定しましたので、取扱要領にご留意の上ご協力をよろしくお願いいたします。

中標津町長 西 村 穰

納入取扱金融機関等

| | | |
|-----------------|---|---|
| 指 定 金 融 機 関 | 大地みらい信用金庫本・支店 | |
| 収 納 代 理 金 融 機 関 | 北海道銀行本・支店 北海道労働金庫本・支店 計根別農業協同組合本所 | 釧路信用組合本・支店 中標津町農業協同組合本所 ゆうちょ銀行（郵便局） |
| そ の 他 | 中標津町役場及び計根別支所 | |

※上記以外の金融機関は手数料がかかる場合があります。
※北海道外のゆうちょ銀行（郵便局）をご利用いただく場合は最初に納入される際に、このしおりに添付の指定通知書をゆうちょ銀行（郵便局）へ提出してください。

令和8年度特別徴収納期限一覧

| 月 別 (納付月) | 納 期 限 | 月 別 (納付月) | 納 期 限 |
|--------------|---------------|--------------|--------------|
| 6月分 | 令和8年7月10日(金) | 12月分 | 令和9年1月12日(火) |
| 7月分 | 令和8年8月10日(月) | 1月分 | 令和9年2月10日(水) |
| 8月分 | 令和8年9月10日(木) | 2月分 | 令和9年3月10日(水) |
| 9月分 | 令和8年10月13日(火) | 3月分 | 令和9年4月12日(月) |
| 10月分 | 令和8年11月10日(火) | 4月分 | 令和9年5月10日(月) |
| 11月分 | 令和8年12月10日(木) | 5月分 | 令和9年6月10日(木) |

◆特別徴収事務の取扱要領

1 特別徴収とは

給与の支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない町・道民税を6月から翌年5月まで12回にわたって給与から差し引いて納税者個人に代わって納めていただく制度を特別徴収といいます。

2 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与支払者をいいます。

この指定により町・道民税特別徴収税額通知書が送達され、毎月定められた税額（これを月割額といいます。）を給与から差し引いて納期限（翌月10日）までに納入していただくこととなります。

3 特別徴収される人（納税義務者）

令和8年1月1日現在、中標津町内に住所を有し、前年中に給与の支払を受け、かつ、4月1日現在において給与の支払を受けている人（すでに退職している人があれば速やかに異動届出書を提出ください。）

4 納税義務のない人

- (1) 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- (2) 障害者、未成年者、又は寡婦・ひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人

5 特別徴収税額通知書について

同封しました「町民税・道民税・森林環境税特別徴収税額通知書」を納税義務者ごとに切りはなして個人に交付してください。

なお、納税者に給与所得以外の所得がある人で、合算して特別徴収を希望する人は、税額を合算して通知してありますので納税者にお知らせください。

6 月割額の徴収方法について

「町民税・道民税・森林環境税特別徴収額の通知書」のとおり納税義務者別の月割額を算出してありますので、6月から翌年5月までの毎月の給与の支払をする際に徴収してください。

7 月割額の納入と納入していただく金融機関等について

- (1) 納税義務者から徴収した月割額の合計額を納入書によって、この表紙裏側の納入取扱金融機関等へ徴収すべき月の翌月の10日（土日祝日の場合は翌日）までに納入してください。
- (2) 納入書は、一年分12枚と予備3枚計15枚を一括送付しております。
- (3) 納入書右側の納入済通知書は、直接機械で読み取りしますので、汚したり、ピンで止めたり、折ったりしないでください。

8 月割額を納入期限までに納入しなかったとき

納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、不足税額に次の割合をそれぞれ乗じて計算した額の延滞金として徴収します。

1. 納期限の翌日から1か月を経過する日まで
→ 延滞金特例基準割合+年1%（年7.3%を越える場合には、年7.3%）
2. 1か月经過後納付の日まで
→ 延滞金特例基準割合+年7.3%（年14.6%を越える場合には、年14.6%）

※「延滞金特例基準割合」とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として財務大臣が告示する割合（平均貸付割合）に年1%の割合を加算した割合です。

1. 税額が2,000円未満の場合は、延滞金はかかりません。
2. 税額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算します。
3. 算出した延滞金が、1,000円未満である場合は、延滞金はかかりません。
4. 算出した延滞金に100円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てます。

9 その他

- (1) 休業・解散などにより特別徴収を継続できなくなったとき、また、社名変更・住所変更などがあつたときは、直ちに文書で届け出てください。
- (2) 税額通知書の記載事項に（納税者の住所、氏名等）誤りや不明瞭な点がありましたら連絡をしてください。

■地方税ポータルシステム (eLTAX) について

eLTAX (エルタックス) とは、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムです。当町では、eLTAXを使った異動届書等の各種届出や給与支払報告書の提出が可能です。

また、町・道民税・森林環境税 (特別徴収分・退職所得分)、法人町民税等の電子納付も可能です。事前に登録した口座やクレジットカードから納付でき (支払い方法により決済手数料がかかります)、全国の複数の自治体に一括して納付できます。利用には、事前にeLTAX地方税ポータルシステムホームページから利用届の提出と専用ソフトウェアのダウンロードが必要です。

詳しくは、eLTAX地方税ポータルシステムのホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) から「共通納税」の項目をご確認ください。

■出国者に対する特別徴収等について

近年における社会の国際化にともない、外国人労働者の町・道民税・森林環境税についても特別徴収をしていただいています。また、外国人労働者に限らず、年度途中で出国される納税義務者が増えています。

町・道民税・森林環境税は前年の所得に対する賦課課税となっており、年度途中で出国されますと納税義務及び相応の支払能力があるにもかかわらず、現実には徴収が困難となってしまいます。

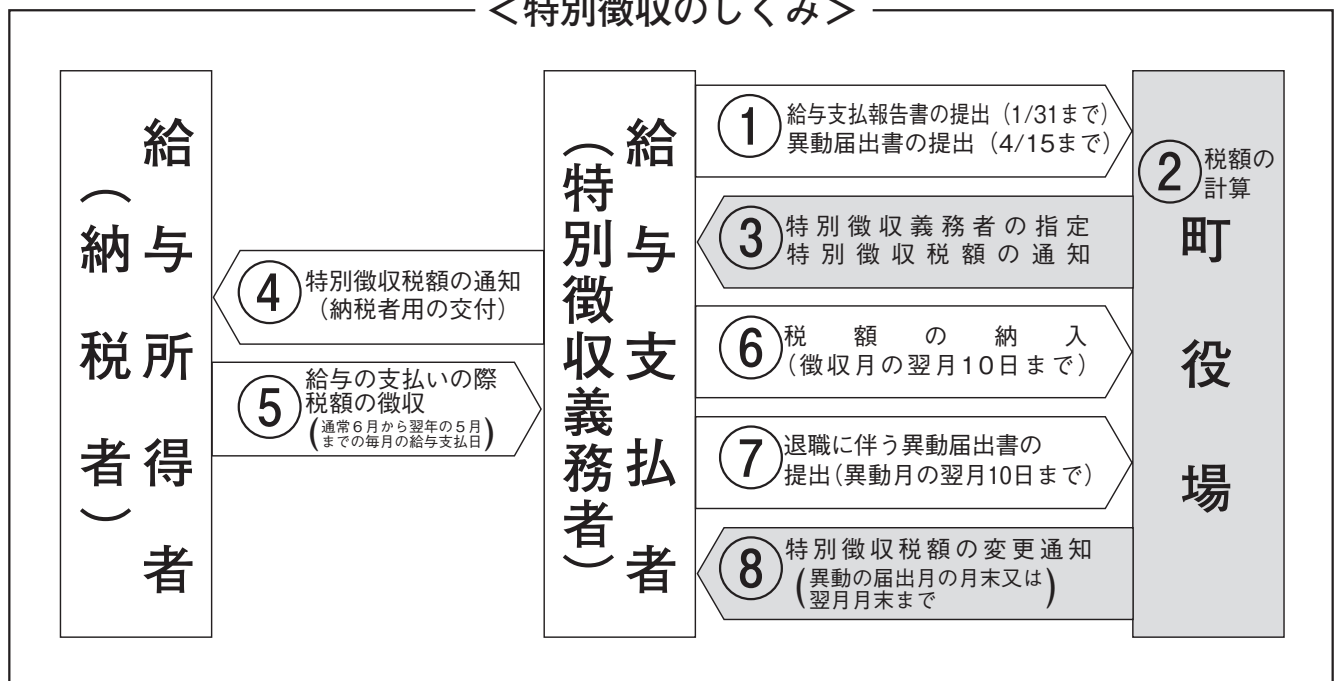
つきましては、出国者 (中標津町に家族が残っている等、郵便物の受取及び納税が可能である者を除く) にあっては下記のとおりご対応いただきますようご協力をお願いいたします。

- (1) 税額決定通知書送付後、令和9年1月1日までに出国する場合当該年度の残税額につきましては、可能な限り「一括徴収」してください。一括徴収できない場合は、特別徴収義務者に納税管理人となっていただき、出国前に税額相当分の金額を納税義務者から預かり、後日納付していただくことをお願いします。
- (2) 令和9年1月2日から令和9年6月中旬までに出国する場合、当該年度の残税額につきましては原則「一括徴収」してください。また、翌年度の町・道民税・森林環境税につきましては特別徴収義務者に納税管理人となっていただき、出国前に税額相当分の金額を納税義務者から預かり、後日納付していただくことをお願いします。(手続き及び税額につきましては 税務課住民税係にお問い合わせください)

町・道民税・森林環境税は地方公共団体が提供するサービスに対して必要な経費を、地域住民がその能力に応じて広く分担するという趣旨で設けられています。事業主様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、諸事情により特別徴収義務者が納税管理人となることができない場合は、納税義務者に対し出国する前に税務課住民税係へ連絡するようにご指導お願いいたします。

＜特別徴収のしくみ＞



◆納税義務者が転勤又は退職等で異動のあったとき

1 退職等の場合

(1) 普通徴収（12月31日までに退職した場合）

12月31日までに特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合は、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額を、普通徴収の方法で納税者が直接納めていただきます。

(2) 退職者の一括徴収（1月1日以降に退職した場合、または本人の申し出があった場合）

特別徴収税額のある給与所得者が退職された場合で次に該当するときは、特別徴収税額のうち残税額について、退職金などが支払われた際に一度に徴収し納入して下さるようお願いいたします。

・退職の日が6月1日から12月31日までの場合

その事由が発生した翌月以降の未納額は、納税義務者と話し合いの上、一括徴収の申し出がある場合は、残税額をまとめて当月分と同時に納入してください。

・退職の日が1月1日から4月30日までの場合

その事由が発生した翌月以降の**未納額を納税義務者の申出がなくても必ず一括徴収し、当月分と同時に納入してください。**

(3) 手 続

給与の支払を受けなくなった月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（2部複写）に退職した人の住所、氏名、特別徴収税額（年税額）、徴収済税額、未徴収税額、異動事由等を記入し1部提出してください。（「町・道民税特別徴収税額の通知書」の個人番号、指定番号を忘れずに記入してください。）

なお、一括徴収となる場合は異動届出書の「一括徴収」欄に退職手当等の支払予定日、徴収予定額を記入して退職した給与所得者の印を忘れず押印してください。

2 転勤の場合

転勤により勤務先が変わったときは、新しい勤務先でも引き続いて特別徴収を継続することが可能です。この場合、新たに給与等の支払をすることになった勤務先の名称と所在地及び何月分から徴収していただくことになるかを新しい勤務先へ連絡済みであるかどうか、その他必要な事項を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を転勤のあった月の翌月10日までに提出してください。

◆給与所得者異動届記入例

〔例1 退職の場合〕

○6月分から10月分まで徴収し、10月31日に退職した場合、未徴収税額の「55,300円」は、役場にて本人に納付書を送付します。

| 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 | | | | 特別徴収義務者 指 定 番 号 | 17-00-00 | | | |
|-----------------------------|---------------|---|------------------------|----------------------------|--------------|---|--------------------------------------|------------------------|
| 中 標 津 市町村長殿 令和 年 月 日提出 | | 給 特 義 務 者 支 払 者 支 払 者 | 氏名または名称 中標津町役場 | 担 所 属 者 氏 名 | | | | |
| | | | 所 在 地 中標津町丸山2丁目22番地 | 担 所 属 者 電 話 | | | | |
| 宛名番号 | 123456 | (ア) 特別徴収税額(年税額) | (イ) 徴 収 済 額 | (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) | 異 動 年 月 日 | 異動の事由 | 異動後の未徴収 税 額 の 徴 収 | 退職時ま での給与 支 払 額 |
| 氏 名 (旧姓) | 中標津太郎 | 円 | 6月分から10月分まで 円 | 円 | 8・10・31 | ①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他 | 1.特別徴収継続 2.一括徴収 ③普通徴収 (理由) | 円 控除社会 保険料額 円 |
| 1月1日 現在の 住 所 | 中標津町東〇〇条南〇〇丁目 | 95,200 | 39,900 | 55,300 | | | | |
| 転居先 ・ 正住所 | | | | | | | | |

1月1日より退職日までの給与の支払額及び会社保険料を記入して下さい。(記入例 2.3. 同じ)(退職手当は含まれません)

〔例2 退職して残額を一括徴収した場合〕

○6月分から10月分まで徴収し、10月31日に退職。未徴収税額の「55,300円」は、本人の申出により退職時に一括して徴収し「10月の月割額」と合わせて納入してください。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

| | | | | | |
|---|----------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------------|--|
| 中標津 市町村長殿 令和 年 月 日提出 | | 給与(特別徴収者)を支払う者 | 氏名または名称 中標津町役場 | 特別徴収義務者 指定番号 17-00-00 | 所属 氏名 電話 |
| 宛名番号 123456 | | (ア) 特別徴収税額(年税額) 円 | (イ) 徴収済額 円 | (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 | 異動年月日 8・10・31 |
| 氏名(旧姓) 中標津太郎 | 所在地 中標津町丸山2丁目22番地 | 95,200 | 6月分から10月分まで 39,900 | 55,300 | 異動の事由 ①退職 ②転職 ③休業 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他 |
| 1月1日現在の住所 中標津町東〇〇条南〇〇丁目 | 転居先・正住所 | | | | 異動後の未徴収税額の徴収 ①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収(理由) |
| 1. 特別徴収継続 (転勤等により新しい勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、次の欄にご記入ください。) | | 異動年度 | 現年度 | 新年度 | 両年度 |
| 新しい勤務先 所在地 名称(氏名) | 指定番号 電話番号 | ※市町村記入欄 異動年度に丸をつけて下さい。 | | | |
| 新しい勤務先へは、月割額 円を 月分より徴収するよう連絡済みです。 | | | | | |
| 2. 一括徴収 (未徴収税額を一括徴収される場合は、次の欄にご記入ください。) | | | | | |
| 一括徴収の理由 ①異動が12月31日までで、申し出があったため。 ②異動が1月1日以降で、特別徴収継続の希望がないため | 異動者印 (中標津) | 徴収予定月日 10・31 | 徴収予定額と同額 55,300円 | | |
| 一括徴収した税額は (10 月分) と一緒に納入します。 | | | | | |

退職の日が1月1日から4月30日の場合、必ず一括徴収して下さい。

〔例3 特別徴収のできる会社等に転勤した場合〕

○6月から10月まで徴収し、11月1日に転勤
未徴収税額の「55,300円」は、役場より新しい転勤先に通知します。

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

| | | | | | |
|--|----------------------|---------------------------|-----------------------|-----------------------------|--|
| 中標津 市町村長殿 令和 年 月 日提出 | | 給与(特別徴収者)を支払う者 | 氏名または名称 中標津町役場 | 特別徴収義務者 指定番号 17-00-00 | 所属 氏名 電話 |
| 宛名番号 123456 | | (ア) 特別徴収税額(年税額) 円 | (イ) 徴収済額 円 | (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ) 円 | 異動年月日 8・10・31 |
| 氏名(旧姓) 中標津太郎 | 所在地 中標津町丸山2丁目22番地 | 95,200 | 6月分から10月分まで 39,900 | 55,300 | 異動の事由 ①退職 ②転職 ③休業 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他 |
| 1月1日現在の住所 中標津町東〇〇条南〇〇丁目 | 転居先・正住所 | | | | 異動後の未徴収税額の徴収 ①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収(理由) |
| 1. 特別徴収継続 (転勤等により新しい勤務先で特別徴収の継続を希望される場合は、次の欄にご記入ください。) | | 異動年度 | 現年度 | 新年度 | 両年度 |
| 新しい勤務先 所在地 名称(氏名) | 指定番号 電話番号 | ※市町村記入欄 異動年度に丸をつけて下さい。 | | | |
| 新しい勤務先へは、月割額 7,900円を 11月分より徴収するよう連絡済みです。 | | | | | |

特別徴収に係る給与所得者異動届出書注意事項

- 納税義務者が転勤、休職、退職などによって給与の支払いを受けなくなったときは、その事由の発生した都度この異動届出書を提出くださるようご協力ください。
この異動届出書に基づいて貴事業所の税額を変更しますので、届出が遅れますと事務処理が遅れるばかりでなく、納税面で貴事業所の滞納額として残り、督促状が発行される場合があります。
- この異動届出書は、2枚1組になっていますので、同時に作成し、No.2を貴事業所の控えにし、No.1を提出してください。
- 転勤先の事業所で引き続き特別徴収する場合には、転勤先の事業所に確認をして記入してください。

◆退職所得の分離課税に係る町・道民税の特別徴収について

退職手当等は他の所得と分離して課税され、その所得割は、退職手当等の支払い者（特別徴収義務者）がその支払の際に税額を計算して徴収し、翌月の10日までに納入してください。

1 分離課税にかかる所得割の納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、中標津町に住所のある人です。ただし、1月1日現在で生活保護の規定による生活扶助を受けている人及び死亡退職でその退職手当等が相続人に支給されるときは除かれます。

2 退職所得税額の求め方

退職所得の金額に税率を乗じて算出します。ただし、実際に計算されるときは、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の（2分の1をする前の金額）をもとにして「退職所得に対する住民税の特別徴収税額表」によって求められます。

(1) 退職所得金額

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

※役員等勤続年数が5年以下である人が、役員等勤続年数に対応する退職金として支払いを受けるものについては2分の1課税は適用されません。

(2) 退職所得控除額

ア 勤続年数が20年以下の場合

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数} \text{ (80万円に満たないときは80万円)}$$

イ 勤続年数が20年を超える場合

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年})$$

(なお、本人が障害者になったことにより退職したときは、控除額が更に100万円加算されます。)

3 納入方法

納入については、特別徴収の方法と同様で、お送りしました納入書の「納入金額(2)」欄の退職所得分に記入し、給与分の特別徴収月割額と合わせて翌月の10日までに納入してください。

なお、この際に納入通知書の裏面にあります納入申告書にも忘れずに記入をしてください。

※納付書裏面（11ページを参照してください。）

| 町民税 道民税 納入申告書 | | | | | | | | | | |
|---|---------|--|-------------|--|--|--|--|--|--|-------|
| 中標津町長 殿 | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月 日 提出 | | | | | | | | | | |
| 令和 年 月分 人員 2人 | | | | | | | | | | |
| 退職手当等支払金額 | | | | | | | | | | |
| 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円 | | | | | | | | | | |
| 5 0 : 0 0 0 0 0 0 | | | | | | | | | | |
| 特別徴収税額 | 町民税 | | 1 5 3 0 0 | | | | | | | |
| | 道民税 | | 1 0 2 0 0 | | | | | | | |
| 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 | | | | | | | | | | |
| 特別徴収義務者 | 住所又は所在地 | | 中標津町丸山2丁目22 | | | | | | | (受付印) |
| | 氏名又は名称 | | 中標津町役場 | | | | | | | |
| 法人番号又は個人番号 | | | | | | | | | | |

例2 納入すべき金額が納入金額(1)の金額と異なる時(転勤、退職により納入金額が異なる記入例)

北海道中標津町 個人町長職 領収証書 (公)

| | | |
|---|-----------------------------|---------------------|
| 市区町村コード 016926 | 口座番号 02720-9-960035 | 加入者名 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 6 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 円 -8,300 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | |
| 納期限 令和 8 年 7 月 10 日 | 給与分 (非課税分を含む) 納 入 金 額 | 延滞金 |
| ※ 日 計 | (2) | 合計額 |
| (特別徴収義務者) 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 氏 名 称 | | |
| 中標津町丸山2丁目22 中標津町役場 | | 領 取 日 付 印 様 |

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道中標津町 個人町長職 納入書 (公)

| | | |
|---|-----------------------------|--------------------------------|
| 市区町村コード 016926 | 口座番号 02720-9-960035 | 加入者名 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 6 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 円 -8,300 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | |
| 納期限 令和 8 年 7 月 10 日 | 給与分 (非課税分を含む) 納 入 金 額 | 延滞金 |
| ※ 日 計 | (2) | 合計額 |
| (特別徴収義務者) 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 氏 名 称 | | |
| 中標津町丸山2丁目22 中標津町役場 | | 領 取 日 付 印 (金融機関又はゆうちょ銀行等保管) |

上記のとおり納入します。

北海道中標津町 個人町長職 納入済通知書 (公)

| | | |
|---|-----------------------------|---------------------|
| 市区町村コード 016926 | 口座番号 02720-9-960035 | 加入者名 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 6 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 円 -8,300 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | |
| 納期限 令和 8 年 7 月 10 日 | 給与分 (非課税分を含む) 納 入 金 額 | 延滞金 |
| ※ 日 計 | (2) | 合計額 |
| (特別徴収義務者) 住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 氏 名 称 | | |
| 中標津町丸山2丁目22 中標津町役場 | | 領 取 日 付 印 納 |

上記のとおり通知します(受付店→大地みらい信用金庫中標津支店→中標津町)(市町村保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

例3 納入すべき金額が納入金額(1)の金額と異なる時(退職者一括徴収等記入例)

北海道中標津町 個人町長職務 領収証書 (公)

| | | |
|--|----------------------------|-------------------|
| 市区町村コード 016926 | 口座番号 02720-9-960035 | 加入者名 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 10 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 7,900円 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | |
| 給与分 (非徴収分を含む) | 納 入 金 額 | 延滞金 |
| 63200 | 63200 | |
| 納期限 令和 8 年 11 月 10 日 | | |
| ※ 日計 | | |
| 合計額 | 63200 | |
| (特別徴収義務者) | | |
| 住所又は所在地 氏名又は名称 | 中標津町丸山2丁目22 中標津町役場 様 | |

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

北海道中標津町 個人町長職務 納入書 (公)

| | | |
|--|------------------------|-------------------|
| 市区町村コード 016926 | 口座番号 02720-9-960035 | 加入者名 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 10 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 7,900円 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | |
| 給与分 (非徴収分を含む) | 納 入 金 額 | 延滞金 |
| 63200 | 63200 | |
| 納期限 令和 8 年 11 月 10 日 | | |
| ※ 日計 | | |
| 合計額 | 63200 | |
| (特別徴収義務者) | | |
| 住所又は所在地 氏名又は名称 | 中標津町丸山2丁目22 中標津町役場 | |

上記のとおり納入します。(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

北海道中標津町 個人町長職務 納入済通知書 (公)

| | | |
|--|------------------------|-------------------|
| 市区町村コード 016926 | 口座番号 02720-9-960035 | 加入者名 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 10 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) 7,900円 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | | |
| 給与分 (非徴収分を含む) | 納 入 金 額 | 延滞金 |
| 63200 | 63200 | |
| 納期限 令和 8 年 11 月 10 日 | | |
| ※ 日計 | | |
| 合計額 | 63200 | |
| (特別徴収義務者) | | |
| 住所又は所在地 氏名又は名称 | 中標津町丸山2丁目22 中標津町役場 | |

上記のとおり通知します(受付店→大地みらい信用金庫中標津支店→中標津町)(市町村保管)

納入済通知書の納入金額欄に¥記号は記入しないでください。

例 4 納入すべき金額が納入金額(1)の金額と異なる時(退職所得の町・道民税記入例)

北海道中標津町 個人町長職務 領収証書 ㊦

| | | |
|---|-----------------------|-----------|
| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
| 016926 | 02720-9-960035 | 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 6 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) |
| | | 円 -8,300 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | 給与分 (一括徴収 分を含む) | 納入金額 |
| | 納入 | 8300 |
| | 退職所得分 | 25500 |
| | 延滞金 | |
| 納期限 令和 8 年 7 月 10 日 | 合計額 | 33800 |
| (特別徴収義務者) | 住所又は所在地 | 領収日付印 |
| 中標津町丸山 2 丁目 22 | 氏名又は名称 | 様 |
| 中標津町役場 | | |

(納入者保管)

北海道中標津町 個人町長職務 納入書 ㊦

| | | |
|---|-----------------------|-----------|
| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
| 016926 | 02720-9-960035 | 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 6 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) |
| | | 円 -8,300 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | 給与分 (一括徴収 分を含む) | 納入金額 |
| | 納入 | 8300 |
| | 退職所得分 | 25500 |
| | 延滞金 | |
| 納期限 令和 8 年 7 月 10 日 | 合計額 | 33800 |
| (特別徴収義務者) | 住所又は所在地 | 領収日付印 |
| 中標津町丸山 2 丁目 22 | 氏名又は名称 | |
| 中標津町役場 | | |

(金融機関又はゆうちょ銀行等保管)

北海道中標津町 個人町長職務 納入済通知書 ㊦

| | | |
|---|-----------------------|-----------|
| 市区町村コード | 口座番号 | 加入者名 |
| 016926 | 02720-9-960035 | 中標津町会計管理者 |
| 令和 8 年 6 月分 | 指定番号 | 納入金額(1) |
| | | 円 -8,300 |
| 納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。 | 給与分 (一括徴収 分を含む) | 納入金額 |
| | 納入 | 8300 |
| | 退職所得分 | 25500 |
| | 延滞金 | |
| 納期限 令和 8 年 7 月 10 日 | 合計額 | 33800 |
| (特別徴収義務者) | 住所又は所在地 | 領収日付印 |
| 中標津町丸山 2 丁目 22 | 氏名又は名称 | 納 |
| 中標津町役場 | | |

上記のとおり通知します(受付店→大池みらい信用金庫中標津支店→中標津町)(市町村保管)

町民税 道民税 納入申告書

| | | | |
|---|----------------|-------------|----------|
| 中標津町長 殿 | 令和 年 月 日 提出 | 令和 年 月 分 人員 | 2 人 |
| 退職手当等支払金額 | 50,000.00 | 町民税 | 1,530.00 |
| 特別徴収税額 | | 道民税 | 1,020.00 |
| 地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。 | | | |
| 住所又は所在地 | 中標津町丸山 2 丁目 22 | | |
| 氏名又は名称 | 中標津町役場 | | |
| 法人番号又は個人番号 | | | |

(受付印)

納入済通知書の納入金額欄に￥記号は記入しないでください。